

D 1 - 3 8  
5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 12 年 12 月 31 日 まで )  
F N . D 1 - 6 - 0  
鹿 交 企 第 3 0 3 7 号  
令 和 7 年 9 月 2 9 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担 当 交 通 対 策 第 一 係 T e l [ ]

### 交通事故事件捜査相談意見窓口の整備について（通達）

このたび、「交通部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）」（令和7年8月29日付け警察庁丙交企発第82号ほか）により、警察本部長が直接指揮すべき交通事故事件捜査に関する部内の相談・意見等を受け付け、適切に対応するための体制を整備するよう示達されたことから、本県交通部においては下記のとおり所要の体制を整備したので、交通部各課各隊及び各警察署交通課（地域交通課を含む。）にあつては「交通事故事件捜査相談意見窓口」と緊密に連携し、適正な捜査の徹底に努められたい。

なお、本通達は、令和7年9月29日から施行する。

### 記

#### 1 設置

交通企画課内に、交通事故事件捜査相談意見窓口（以下「相談意見窓口」という。）を置くこととする。

#### 2 目的

相談意見窓口は、警察本部長が直接指揮すべき交通事故事件捜査について、部内の相談・意見等を受け付け、受け付けた相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、警察本部長に直接報告し、対応・是正に繋げることを目的とする。

#### 3 構成

相談意見窓口は、交通事故事件捜査相談対応責任者（以下「対応責任者」という。）及び相談対応員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者を充てることとする。

##### (1) 対応責任者

交通総合対策官

##### (2) 相談対応員

ア 交通企画課課長補佐（法令対応）

イ 交通企画課係長（法令担当）

#### 4 その他

警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じて交通部に共有し、交通部における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用することとする。